

鈴鹿市見積説明書（物品・役務）

鈴鹿市（以下、「市」という。）の物品及び役務の提供に係る業務委託（測量、建設コンサルタントその他建設工事に係る業務委託を除く。）に関する見積合せに参加される方（以下、「見積参加者」という。）は、鈴鹿市契約規則（以下、「規則」という。）、鈴鹿市電子入札等実施要綱（以下、「要綱」という。）及びその他関係法令を遵守するほか、下記事項を十分ご理解いただいた上、鈴鹿市電子入札システム（物品・役務）（以下「電子入札システム」という。）により参加してください。

1. 参加の基本的事項

見積参加者は、見積依頼書、仕様書、図面等をよく確認してください。関係書類等に疑義があるときは、説明を求めることができます。

2. 見積参加資格

見積参加者は、見積依頼日から見積合せの日までの期間において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されているほか、次の要件を満たしている必要があります。

- （１）鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （３）市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- （４）手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

3. 見積依頼の取消等

- （１）見積依頼を受けた方は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する場合は直ちに届け出てください。
- （２）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する方に対して行った見積依頼は取り消します。
- （３）鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に定める資格停止を受け、その措置期間中である方に対して行った見積依頼は取り消します。

4. 旧 I C カードの使用

見積参加者の名称や、I C カードの名義人等に変更がある場合において、変更前の名称・代表者等の名義の I C カード（以下「旧 I C カード」という。）の使用を希望するときは、旧 I C カード使用届出書（※）を「19. 書面による見積書以外の提出方法」により提出してください。なお、旧 I C カードを使用できるのは、三重県市町総合事務組合へ登録内容の変更を届け出た日から 2 か月以内に限り、この期間を超えて旧 I C カードを使用したり、旧 I C カード使用届出書を提出せずに旧 I C カードを使用した見積は無効になります。

5. 紙見積による参加の承認

- （１）電子入札システムの利用者登録が完了している方が、電子機器の故障等不測の事態が生じたことにより電子入札システムを使用できなくなったことにより紙見積による参加を希望する場合は、紙見積合わせ方式参加承認申請書（※）を「19. 書面による見積書以外の提出方法」により提出し、承

認を受けてください。

なお、提出期限までに紙見積合わせ方式参加承認申請書を提出できないときは、速やかに技術監理契約課に申し出てください。

提出期限 見積合わせの日の前開庁日正午までに当課必着

- (2) この申請の承認の可否は、申請を受け付けた日の翌日から起算して原則2開庁日以内に、申請者に対し紙見積合せ方式参加承認（不承認）通知書をファクシミリ又は電子メール等で送信することにより通知します。

なお、紙見積合せ方式による参加承認後に、電子入札システムによる見積参加に切り替えることはできませんのでご注意ください。

6. 書面による見積書の提出方法

「5. 紙見積による参加の承認」により紙見積による参加を承認された見積参加者又は、電子入札システムの利用者登録をしていないにもかかわらず見積依頼を受けた方は、書面による見積書（くじ番号あり）

（※）を次のとおり提出してください（必要に応じて「見積書（くじ番号あり）」に代えて「見積書（銭あり、くじ番号あり）」を使用してください。）。

- (1) 提出方法 一般書留、簡易書留若しくは特定記録郵便のいずれかの方法により郵送する又は直接持参することにより提出してください。なお、郵送の際は局留めにしないよう、ご注意ください。

- (2) 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市技術監理契約課（市役所本館10階）

- (3) 提出期限 見積合せの日の前開庁日正午までに当課必着

- (4) 封入方法 見積書は任意の郵便用封筒に入れ封かんし、次の記入例を参考に見積合せの日時及び物件名、見積参加者名として見積参加者の所在地、社名及び代表者名を記載してください。

- (5) 封筒表書き記入例

〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 技術監理契約課 行
見積日時 令和□年□月□日午前□時□分(見積依頼書記載の見積予定日時)
物件名 ○○○○○○○○○○○ 見積書在中
所在地
社名及び代表者名

7. 見積書の金額について

見積参加者は、指示のない限り消費税及び地方消費税を除いた金額（免税事業者にあつては、契約希望金額の110分の100(*)に相当する金額）を見積金額としてください。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。（単価契約で、見積金額が円未満ま

であるものを除く)

*:軽減税率対象物品については契約希望金額の 108 分の 100、非課税対象物品については契約希望金額としてください。

8. 添付書類について

- (1) 電子入札システムを利用して資料を提出する際の電子ファイルの容量は、3MBを上限とします。
- (2) 電子ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、ZIP形式に限り、自己解凍方式(EXE形式)は認められません。

9. 見積合せについて

- (1) 見積合せの日時 見積依頼書を参照してください。
- (2) 見積場所 鈴鹿市役所本館 10 階 入札室
- (3) 提出した見積書の手換え、引換え、又は撤回はできません。

10. 仕様書に関する質問

見積案件の仕様書に対し疑義がある場合は、見積合せ日の前週火曜日までに、質問書兼回答書(※)を「19. 書面による見積書以外の提出方法」により提出してください。原則、見積合せ日の前週木曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までに、質問及び回答を入札情報システムに掲載します。

11. 公正な見積の確保

見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってははいけません。

12. 見積合せの中止等

- (1) 見積参加者が連合し、又は不穏の言動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合せに参加させない、又は見積合せの執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- (2) 天災、その他やむを得ない理由により見積合せを行うことができないときは、当該見積合せの執行を延期し、又は中止することがあります。
- (3) 見積合せの執行を延期し、停止し、若しくは中止し、又は紙見積合せに変更するときは、電子入札システム又は入札情報システムにより見積参加者に通知します。ただし、これにより難いときは、電話又はファクシミリ等により通知します。
- (4) 見積合せの執行の中止が決定した場合、提出された見積書の返却及び開封はしません。

13. 見積の無効及び再度見積参加の制限

- (1) 次のいずれかに該当する見積は無効とします。
 - ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する方がした見積
 - イ. 見積合せに参加する資格がない方や、見積書提出後に見積合せに参加する資格を満たさなくなった方がした見積
 - ウ. 同一案件の見積合せについて同一の見積参加者から 2 以上提出された見積
 - エ. 見積書の氏名、金額、その他の要件が不明な見積又は記名(又はそれに相当する電磁的記録)

がされていない見積

オ. 見積金額の表示を改ざんしたり、見積金額を欠いたり訂正した見積

カ. 見積書提出期限までに提出されなかった見積

キ. 見積書に指定された項目を入力しなかった、又は不要な項目を入力した見積

ク. 電子証明書の不正な使用があった見積

ケ. 見積及び契約権限がない方の I C カードを使用して行った見積

コ. 内訳書等の必要書類が添付されていない、又は内容に不備のある見積

サ. 見積依頼書を受理しなかった方がした見積

シ. 見積に際して虚偽の申請、偽り又は連合等の不正行為があったと認められる見積

ス. 重複者がした見積（代表者又は受任者（委任を受けた者に限る。）を同じくする 2 以上の見積参加者がした見積）

セ. 規則、要綱、又は見積に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった方の見積
(2) (1) の規定により無効となる見積をした方は再度見積には参加できません。

14. 見積結果の公表

(1) 契約候補者が決定した場合は、電子入札システムで見積参加者に見積結果を通知しますが、発注を約束するものではありません。

(2) 見積結果については、入札情報システムにおいても公表します。

15. 見積回数の制限及び再度見積の依頼

見積回数は、2 回を限度とします。初度の見積金額が予定価格を上回っていたときにおいて、再度見積を実施する場合は、電子入札システム又はファクシミリ等により見積を依頼します。

16. 契約保証金

契約を締結する場合、受注者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、鈴鹿市契約規則第 27 条第 1 項各号に該当する場合はこの限りではありません。

17. 異議の申立

見積参加者は、見積合せ後、この説明書、見積関係書類及びその他の見積条件の不知又は不明を理由に異議を申し立てることができません。

18. 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積合せに参加するにあたり、見積書の提出をもって、次の各号に掲げる事項を誓約したものとします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、見積参加者が不利益を被ることとなっても、一切申し立てはできません。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。

(2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(3) 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

19. 書面による見積書以外の提出方法

電子入札システムを使用しない提出物のうち、書面による見積書以外の物については、以下の方法

により提出してください。

(1) 提出方法 ファクシミリ若しくは電子メールで送信する又は直接持参することにより提出
してください。

(2) 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市技術監理契約課（市役所本館 10 階）

電 話：059-382-9039 ファクシミリ：059-382-9050

電 子 メ ー ル：gijutsukanrikeiyaku @city.suzuka.lg.jp

※各種様式は次の場所からダウンロードしてください。

【掲載先】

鈴鹿市ウェブサイト

トップページ>産業・しごと>入札・契約・検査・技術管理>入札・契約情報

>入札・契約の手続き等>入札・契約に関する書類（物件）

URL：<https://www.city.suzuka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1012167/1003610/1012260/index.html>